

## フランス法における債権譲渡 ～2016年債務法改正後の状況～



日時:平成28年11月8日(火)15:00～17:30

場所:関西大学 千里山キャンパス

児島惟謙館1階第1会議室

聴講自由・申込不要

講演

**ピエール・クロック氏 (Pierre CROCC)**  
フランス・パリ第2大学教授 ※講演言語:フランス語

通訳

**齋藤 由起** 大阪大学准教授

司会

**馬場 圭太** 欧州私法研究班研究員・法学部教授

2016年2月10日のオルドナンスによってフランス債務法の大規模な改正が実現し、それに伴って、民法上の債権譲渡制度も大きく変更された。他方で、今回の改正は、1981年法によって導入された特別法上の事業者間債権譲渡制度(いわゆる「ダイイ譲渡 cession Daily」)にも影響を及ぼしている。

本講演は、改正後の債権譲渡とダイイ譲渡の間の相互影響を明らかにすることを目的とする。そのために、次の2点について論じる。

1. 改正後の債権譲渡制度(およびその機能)が、ダイイ譲渡の制度から大きな影響を受けていること。
2. ダイイ譲渡もまた、債務法改正および改正された債権譲渡制度から影響を受けること。その結果、とりわけ将来債権譲渡に関して、判例の新たな展開がもたらされることが予想されること。

お問い合わせ先  
関西大学研究所事務グループ

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35  
TEL : 06-6368-0329 FAX : 06-6339-7721  
E-mail : hogakuken@ml.kandai.jp